

# 補助金調書

補助金名	福岡市活力あるまちづくり支援事業補助金			担当課 (連絡先)	市民局コミュニティ推進部 コミュニティ推進課 (TEL 733-5161 )																																						
交付先	<input type="checkbox"/> 団体	自治協議会		区分	その他の補助金																																						
交付先決定方法	<input type="checkbox"/> 非公募	(公募の場合) 公募時期																																									
(公募の場合) 応募要件																																											
補助開始年度	平成16	年度	経過年数	10	年度																																						
補助金の目的 及び 補助対象事業	<p><b>【目的】</b> 自治協議会が、主体的に行うまちづくり活動を支援し、住民自治及び市民と行政との共働によるまちづくりを推進することを目的として交付する。</p> <p><b>【補助対象事業】</b> 補助金を交付する対象となる事業は、自治協議会が実施する事業であって、次に掲げるもの。</p> <p>(1)安全・安心に関する事業(交通安全・防災及び防犯)                  (2)子どもに関する事業(子どもの健全育成・非行防止)                  (3)環境に関する事業(環境美化及びごみ減量・リサイクル推進)                  (4)健康に関する事業(健康づくり及び集団献血)                  (5)スポーツに関する事業(スポーツ・レクリエーション)                  (6)男女共同参画に関する事業                  (7)その他地域の活性化や課題解決につながる事業</p> <p>※補助金の交付を受ける自治協議会は、(1)～(6)までに掲げる事業については、住みよいまちをつくるために必ず実施しなければならない、まちづくりの基本となる事業(まちづくり基本事業)として、その全てを実施しなければならない。</p>																																										
交付対象経費及び 補助金の算定方法等	<input type="checkbox"/> 定額	<p><b>【補助対象経費】</b> (1)事業費 事業実施に係る経費で、下記の補助対象外経費を除く。</p> <p>(事業費補助対象外経費)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">経費区分</th> <th>内容等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>人件費</td> <td>自治協議会の役員等の手当</td> </tr> <tr> <td>活動内容自 体の委託費</td> <td>事業の事務、企画、運営、調査など活動の中心となる部分の委託</td> </tr> <tr> <td>食糧費</td> <td>ただし、事業実施のために必要な昼食代、弁当代、茶葉代、懇談費等は、必要最小限の範囲で補助対象とする。</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>その他補助対象経費とすることが適当でないとい区長が認める経費</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2)運営費 自治協議会の運営に要する経費とし、下記の補助対象経費のみとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">経費区分</th> <th>内容等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事務職員雇用等 経費</td> <td>自治協議会の会計、文書の作成等の事務に主として従事する者の雇用等に係る経費</td> </tr> <tr> <td>印刷費</td> <td>資料等の印刷代等</td> </tr> <tr> <td>消耗品費</td> <td>文房具等事務用品、書籍代等</td> </tr> <tr> <td>通信・運搬費</td> <td>郵便料金等</td> </tr> <tr> <td>備品購入費</td> <td>書庫(キャビネット等)、パソコン、机、椅子、テーブル、印刷機等。ただし、事務処理に直接関連しないもの(テレビ、冷蔵庫等)は、対象外とする。</td> </tr> <tr> <td>借上費</td> <td>会場借上、備品借上経費</td> </tr> <tr> <td>活動費</td> <td>自治協議会の役員等の活動に要する経費</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>【補助金の算定方法】</b> 補助金の額は、補助対象経費の総額の範囲内において下記に定める額を限度額とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">自治協議会の区域に係る人口</th> <th>限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2,000人以下</td> <td>2,300千円</td> </tr> <tr> <td>2,001人以上5,000人以下</td> <td>2,700千円</td> </tr> <tr> <td>5,001人以上10,000人以下</td> <td>3,100千円</td> </tr> <tr> <td>10,001人以上15,000人以下</td> <td>3,400千円</td> </tr> <tr> <td>15,001人以上</td> <td>3,700千円</td> </tr> </tbody> </table>				経費区分	内容等	人件費	自治協議会の役員等の手当	活動内容自 体の委託費	事業の事務、企画、運営、調査など活動の中心となる部分の委託	食糧費	ただし、事業実施のために必要な昼食代、弁当代、茶葉代、懇談費等は、必要最小限の範囲で補助対象とする。	その他	その他補助対象経費とすることが適当でないとい区長が認める経費	経費区分	内容等	事務職員雇用等 経費	自治協議会の会計、文書の作成等の事務に主として従事する者の雇用等に係る経費	印刷費	資料等の印刷代等	消耗品費	文房具等事務用品、書籍代等	通信・運搬費	郵便料金等	備品購入費	書庫(キャビネット等)、パソコン、机、椅子、テーブル、印刷機等。ただし、事務処理に直接関連しないもの(テレビ、冷蔵庫等)は、対象外とする。	借上費	会場借上、備品借上経費	活動費	自治協議会の役員等の活動に要する経費	自治協議会の区域に係る人口	限度額	2,000人以下	2,300千円	2,001人以上5,000人以下	2,700千円	5,001人以上10,000人以下	3,100千円	10,001人以上15,000人以下	3,400千円	15,001人以上	3,700千円
経費区分	内容等																																										
人件費	自治協議会の役員等の手当																																										
活動内容自 体の委託費	事業の事務、企画、運営、調査など活動の中心となる部分の委託																																										
食糧費	ただし、事業実施のために必要な昼食代、弁当代、茶葉代、懇談費等は、必要最小限の範囲で補助対象とする。																																										
その他	その他補助対象経費とすることが適当でないとい区長が認める経費																																										
経費区分	内容等																																										
事務職員雇用等 経費	自治協議会の会計、文書の作成等の事務に主として従事する者の雇用等に係る経費																																										
印刷費	資料等の印刷代等																																										
消耗品費	文房具等事務用品、書籍代等																																										
通信・運搬費	郵便料金等																																										
備品購入費	書庫(キャビネット等)、パソコン、机、椅子、テーブル、印刷機等。ただし、事務処理に直接関連しないもの(テレビ、冷蔵庫等)は、対象外とする。																																										
借上費	会場借上、備品借上経費																																										
活動費	自治協議会の役員等の活動に要する経費																																										
自治協議会の区域に係る人口	限度額																																										
2,000人以下	2,300千円																																										
2,001人以上5,000人以下	2,700千円																																										
5,001人以上10,000人以下	3,100千円																																										
10,001人以上15,000人以下	3,400千円																																										
15,001人以上	3,700千円																																										

交付状況等 【上段:交付件数】 【下段:決算】 (※1)	当該年度	前年度	前々年度	前々々年度
	件	件	件	件
	478,900 千円	(476,900) 千円	476,900 千円	476,100 千円
前年度補助事業 の主な実施概要	<p>○まちづくり基本事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・安全・安心に関する事業(交通安全街頭キャンペーン、夜間パトロール、防災訓練、防犯パトロールなど)</li> <li>・子どもに関する事業(球技大会、該当パトロール、子どもの集い、子ども文化祭など)</li> <li>・環境に関する事業(一斉清掃、ごみ減量啓発活動、環境啓発活動、路上違反広告物撤去活動など)</li> <li>・健康に関する事業(健康教室、ウォーキング教室、各種検診、集団献血など)</li> <li>・スポーツに関する事業(各種スポーツ大会の開催など)</li> <li>・男女共同参画に関する事業(各種研修会、各種講演会の開催、広報紙発行など)</li> </ul> <p>○その他地域の活性化や課題解決につながる事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・校区夏祭りの開催</li> <li>・校区運動会の開催</li> <li>・高齢者ふれあい活動</li> <li>・人権啓発活動</li> </ul> <p>など</p>			
補助金交付 による効果	<p>住みよいまちづくりのパートナーである自治協議会が主体的に行う地域活動を支援し、住民自治及び市民と行政の共働によるまちづくりを推進することを目的に補助金を交付している。</p> <p>上記のまちづくり基本事業及びその他地域の活性化や課題解決につながる事業を実施することにより、コミュニティの基盤強化や住民の自治意識の醸成が図られ、地域コミュニティの活性化に寄与している。</p>			

※1:金額総額であり、複数の団体等に交付している場合、個々の団体等への交付額等を示すものではありません。なお、当該年度は当初予算額を記載しております。また、前年度決算額について、補助額の確定が未了のものは、交付件数および交付決定額を外数として()書きで記載しております。